

事業事前評価表

国際協力機構地球環境部環境管理第二チーム

1. 案件名

国名: ベトナム社会主義共和国

案件名: (和)「国としての適切な緩和行動(NAMA)」策定及び実施支援プロジェクト
(英) Project to Support the Planning and Implementation of NAMAs
in a MRV manner

2. 事業の背景と必要性

(1) ベトナムの気候変動セクターの現状と課題

ベトナムは、3,400kmに及ぶ長い海岸線、広大なデルタ地帯を有しており、世界銀行等の調査によれば、気候変動の影響を最も受けやすい国の一つに挙げられ、将来の気候変動に伴う災害の発生頻度の増加及び深刻化は同国の持続的開発にとって重要なリスク要因となっている。一方で、ベトナムでは急速な経済成長を遂げた1990年から2006年の間、エネルギー需要(最終消費量)が約5倍に増加しており、これに伴い、エネルギー分野からの温室効果ガス(GHG)排出量が増大していることから、GHGの削減に向けた再生可能エネルギー開発・利用の促進、省エネルギーの推進、廃棄物管理の強化、持続可能な森林管理等の対策実施が急務となっている。

(2) ベトナムにおける気候変動セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ベトナム政府は、気候変動対策にかかる包括的な取組み方針として、2008年12月にNational Target Program to Respond to Climate Change (NTP-RCC)を首相決定した。NTP-RCCは天然資源環境省(MONRE)を主管官庁としつつ、首相を議長とする運営委員会を設置し各省所管分野における2020年までを目標とした気候変動対策を示すと共に、対策実施に向けた各種政策形成を指示したものである。2011年1月には、こうした国内の取組みを国連気候変動枠組条約(UNFCCC)において実施が求められている「国ごとに適切な緩和行動(NAMA)」として提出するため、MONREが各省庁と調整しつつNAMAの計画策定を進めることが決定された。しかし、MONRE及び関係機関には気候変動対策の実施能力やNAMA策定に必要とされる情報や知見が不足しており、NAMA計画策定に向けた準備が進んでいないのが現状である。本事業は、こうした取組みを促進するための能力向上支援を目的としている。

(3) 気候変動セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

我が国の「対ベトナム国別援助方針」(2012年12月)には、重点分野として、急速な都市化・工業化に伴い顕在化している環境問題や気候変動等の脅威に対してベトナムが対応するための支援を行うべきとしている。2013年1月には、安倍総理と越ズン

首相との間で、日越間の「戦略的パートナーシップ」を更に発展させていくことを確認し、気候変動に関しては、双方が「世界全体の排出量を2050年までに現状に比して半減する」必要性を共有し、気候変動対策、エネルギー効率改善を含むクリーン・エネルギーの利用等の実施へ向けて相互協力を促進することを合意した。JICAは分野横断的課題、地球的規模課題の一環として環境配慮・気候変動対策に取り組むこととしている。ベトナムにおいては環境政策、森林、省エネ等の分野で長期専門家をベトナム関係省庁に派遣し、日本の省エネ行政の仕組みを用いたアクションプランの策定支援やREDD+支援案件、3R及び適正廃棄物管理の能力向上支援、気候変動対策政策の立案・実施支援等数多くの支援を実施している。

(4)他の援助機関の対応

国連開発計画(UNDP)はNTP-RCCの策定を支援し、デンマーク政府はNTP-RCCの実施支援を目的として40百万ドルの無償資金協力を行っている等、気候変動関連分野の活動が見られる。またJICAとともに、世界銀行、フランス開発庁(AFD)、韓国輸出入銀行、及びオーストラリア国際開発庁(DFAT)が気候変動対策プログラムへの協調融資を実施している。

3. 事業概要

(1)事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

ベトナムにおいて、NAMAの計画・実施に関する関係省庁の能力強化を進め、またMONREのNAMAの管理に係る能力向上を図ることにより、ベトナムにおいて測定・報告・検証(MRV)の仕組みを包含する形でNAMAが実施・促進されていくことに寄与するものである。

(2)プロジェクトサイト/対象地域名:

ハノイ他

(3)本事業の受益者(ターゲットグループ):

MONRE及び関係省庁・自治体の気候変動対策部局の職員 各5~15名程度

(4)事業スケジュール(協力期間):

2015年2月~2018年1月を予定(計36ヶ月)

(5)総事業費(日本側):

3.5億円

(6)相手国側実施機関:

MONRE(気象水文気候変動局(Department of Meteorology, Hydrology and Climate Change: DMHCC))

(7)投入(インプット):

1)日本側

- 長期・短期専門家(チーフアドバイザー、気候変動政策・緩和行動/業務調整、

NAMA、MRV、GHG 削減量算定、その他必要に応じ)

- ・ ローカルコンサルタント・アシスタント
- ・ 本邦研修/現地研修

2) ベトナム国側

- ・ カウンターパート(MONRE 気象水文気候変動局(DMHCC)、計画投資省(MPI)等 NAMA 関係省庁・機関の職員及び現地専門家)
- ・ プロジェクト実施に必要な機器・設備・情報・データ

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発:

①カテゴリ分類:C

②カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

- ・ 気候変動対策支援プログラム・ローン(SP-RCC)
- ・ 国家温室効果ガスインベントリ策定能力向上プロジェクト
- ・ MONRE へのアドバイザー専門家派遣

2) 他ドナー等の援助活動

世銀:気候変動対策支援プログラム(SP-RCC)協調融資、NAMA・MRV 支援、PMR (Partnership for Market Readiness)、UNDP:国別報告書作成支援、NAMA 普及啓発支援、ADB:緩和行動策定支援(エネルギー・交通、自治体)、仏・加・豪・韓:SP-RCC 協調融資、GIZ:気候変動対策国家行動計画策定支援、MRV 実施支援、ノルウェー:省エネパイロット事業、EU:GHG 削減支援(再生可能エネルギー)等。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要:

MONRE 及び関係省庁に対する技術支援により、ベトナム政府の NAMA 計画・実施にかかる能力強化を図り、同国における MRV 可能な NAMA の実行に寄与する。

1) 上位目標:ベトナム政府が MRV 可能な NAMA を計画し実行できるようになる。

指標:MONRE が UNFCCC のフォーカルポイント及び NAMA の主管省庁として十分機能する。また関係省庁及び利害関係者によって NAMA が実施される。

2) プロジェクト目標:ベトナム政府の NAMA の計画・実施に係る能力が強化される。

指標:

a) MONRE 内 C/P 機関全職員が NAMA の実施に必要な手順を理解し説明できる。

b)関係省庁・自治体及び利害関係者において NAMA の計画・実施に必要な手順が作成される。

c)自治体において GHG 排出削減の優先事業が試行的に NAMA として計画策定され MRV 様式が構築される。

3)成果:

【成果 1】MONRE が NAMA の開発・実施を進めるための調整能力が強化され、制度が整備される。

(指標・アウトプット(案):国家レベルでの①GHG 排出最小化にかかるロードマップ、②国家 NAMA レジストリ、③NAMA ガイドライン)

【成果 2】低炭素都市型 NAMA の試行を通じ、関係省庁・自治体が NAMA を計画・実施するための能力が強化される。

(指標・アウトプット(案):自治体・都市向け NAMA・MRV 様式ガイドライン)

5. 前提条件・外部条件 (リスク・コントロール)

(1)前提条件

ベトナム政府の気候変動緩和策及び NAMA 関連政策に大幅な方針転換が生じない。

関係省庁間に MRV 可能な NAMA への取り組みに対する協調関係がある。

(2)外部条件

NAMA・MRV に関する国際的枠組みが大幅に変更されない。

6. 評価結果

本事業は、ベトナム国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1)類似案件の評価結果

過去の NAMA 能力開発案件の事後評価では、NAMA は途上国において未だ新しい概念であり、C/P 機関だけでなく NAMA 実施機関・関係省庁における NAMA の理解度向上なくして NAMA の体制整備等国内の取り組みや関係機関の事業への参加協力を得ることは不可能であり、NAMA の基本枠組みや国全体の長期的なベネフィットを繰り返し説明する必要があるとの教訓を得ている。

(2)本事業への教訓(活用)

これを踏まえ、本事業においては、事業アウトプットを C/P 機関に対する技術移転と、NAMA の実施機関・関係省庁に対する直接のキャパシティビルディングとに分け、かつ気候変動政策の長期専門家をそれぞれに投入することを事業計画に反映させている。また、プロジェクト実施前に、相手側に対し本事業の技術的な実施方針やそ

のベネフィットを明確に説明し、十分な理解を得ることに努めると共に、セミナー開催や情報ウェブサイトの開発を支援することで、知識の普及やプロジェクトの成果を推進するためのモチベーションを確保することに努めている。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了3年後 事後評価

以上